



▲各幼稚園、保育園、小中学校 卒園・卒業式

まちの情報紙

広報

太

Public Relations  
TAISHI Town

子

2017

4

月号

No.509

主な内容

- 2 平成29年度 町長施政方針（抜粋）
- 3 平成29年度予算が決まりました
- 4 平成29年度 後期高齢者医療制度
- 6 平成29年度 介護保険料
- 7 新しい介護予防・日常生活支援総合事業が始まりました！
- 8 予約型乗合ワゴンをご利用ください！
- 9 太子聖燈会
- 10 総合防災訓練を行いました
- 11 人権コーナー「気づく」
- 12 フォトニュースNo.1
- 14 フォトニュースNo.2
- 16 みんなのひろば
- 19 健康インフォメーション
- 20 高齢者情報局
- 21 子育て応援ナビ
- 27 タウンインフォメーション

# 平成29年度 町長施政方針(抜粋)

平成29年は、私が町長に就任し町政運営を託されてから10年目の節目の年です。この間、みなさまからの貴重なご意見やご提言、ご協力を賜りながら、本町の舵取り役として、今日まで安全で安心して暮らせるまちづくりに全身全霊を注ぎ、「誰もが住みたくなる 住み続けたくなるまち 太子町」の実現に取り組んでまいりました。また、本年度は第5次総合計画の2年目となりますが、総合計画に掲げる将来像及び5つの基本目標の達成に向けて、取り組むべき課題に対応した施策を、引き続きこの10年間と同様、着実に進めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。



## ◆『こころ健やかで、元気に暮らせるまちづくり』

- ◎「三世代同居・近居支援事業」の創設
- ◎多子世帯における保育料の第2子半額、第3子以降完全無料化の継続実施
- ◎放課後児童会に防犯カメラを設置
- ◎子育て支援センター機能、子育てガイドブックの充実
- ◎新生児への出産祝い品制度と「こんにちは赤ちゃん訪問事業」との連動
- ◎主要5大がん検診（胃がん、大腸がん、肺がん、乳がん、子宮がん）について、受診料を無料化
- ◎外出支援「予約型乗合ワゴン事業」を引き続き実施
- ◎高齢者交流サロンの増設など、「地域包括ケアシステム」の構築



## ◆『支え合い、安心して暮らせるまちづくり』

- ◎公共交通の調査研究
- ◎「公共施設等総合管理計画」に基づく、道路や橋りょうなどの老朽化対策
- ◎都市計画道路太子西条線の整備と商業施設の誘致などによる住民生活の利便性向上
- ◎春日にごり池を整備し、地域の利活用を図る
- ◎行政界付近の防犯カメラの増設による犯罪の抑制
- ◎「防災訓練」の継続的な実施
- ◎道路、公園の照明及び防犯灯をLED化し、地域一体となった低炭素社会の推進



## ◆『活力と魅力にあふれる、個性豊かなまちづくり』

- ◎道の駅物販スペースの拡充による特産品のPRや販売強化
- ◎今後の農業支援策を進める軸となるビジョンの作成
- ◎堂の下農道を、平成29年度末の供用開始に向けて整備
- ◎2021年に迎える聖徳太子没後1400年及び、竹内街道日本遺産認定における関連事業取り組み
- ◎観光・まちづくり協会と連携・協力による、住民主体イベントなどでの地域活性化
- ◎魅力ある返礼品を開発し、ふるさと寄附金の更なる増加・町のシティーセールス・地域経済の活性化をめざす



## ◆『豊かな自然・歴史とともに育つ、誇りあるまちづくり』

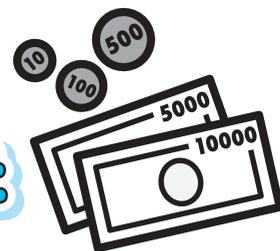
- ◎磯長・山田両小学校の普通教室などに空調設備を設置
- ◎公民館機能と図書館機能を併せ持った複合施設としての生涯学習センターの整備
- ◎総合体育館の空調設備の更新
- ◎国指定史跡二子塚古墳保存管理計画を策定



## ◆『みんなで歩む協働のまちづくり』

- ◎ホームページによるリアルタイムでの情報伝達、広報紙の全戸配布
- ◎庁舎などの光熱費について省エネルギー化に向けてESCO事業導入
- ◎国民健康保険料滞納管理システムの導入
- ◎下水道事業の経営基盤の強化やマネジメントの向上





# 平成29年度予算が決まりました

第5次太子町総合計画に掲げた「人と自然と歴史が交流し 未来へつなぐ和のまち“たいし”」の基本理念に基づき、編成しました。

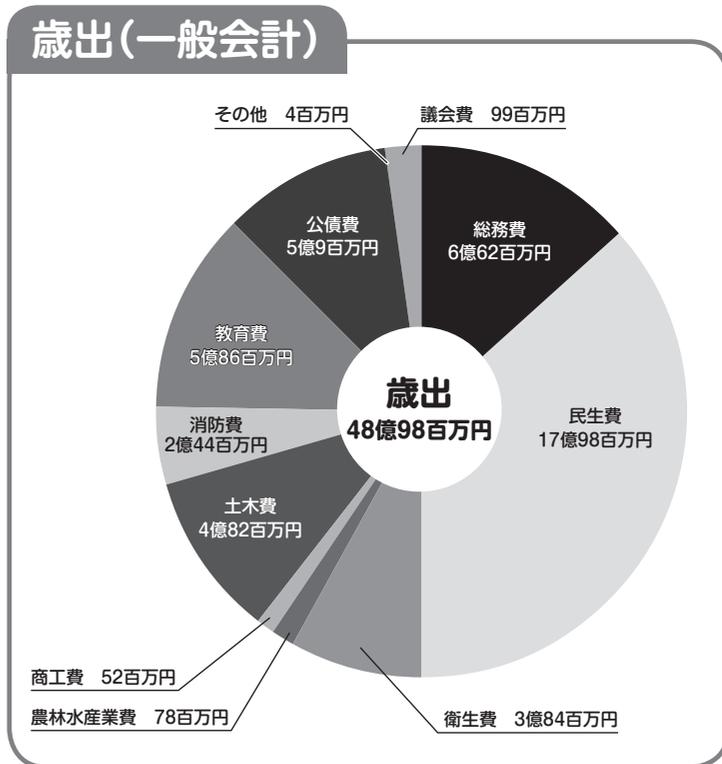
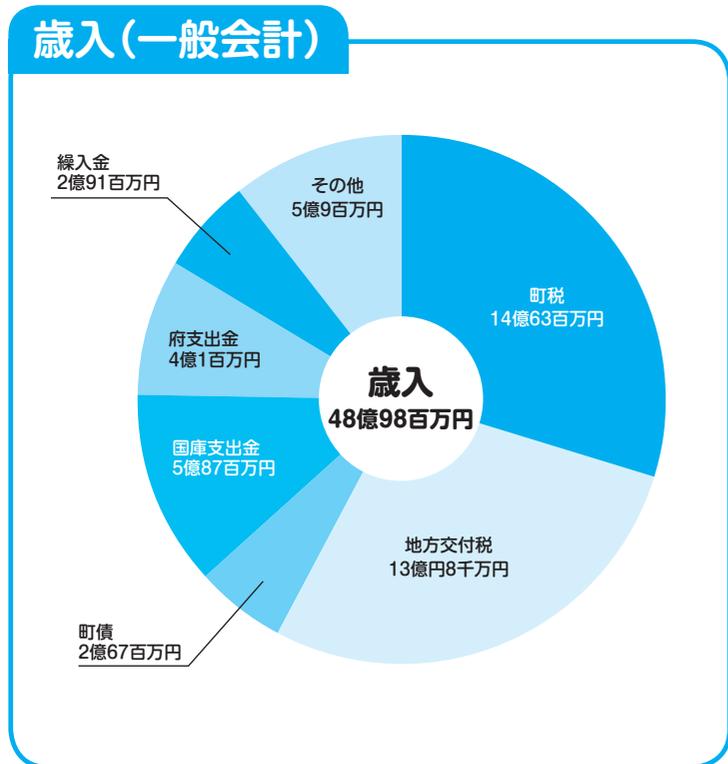
子ども子育て関連事業の拡充や、安心安全まちづくり推進事業、地域公共交通検討事業、CO<sub>2</sub>削減対策として町内全道路・公園照明、防犯灯をLED化するための事業、また継続事業として防犯カメラ設置事業、太子西条線整備事業、生涯学習施設整備事業、二子塚古墳保存管理計画策定事業などに係る経費を計上しています。

## 会計別予算額一覧

(単位：千円、%)

会計名	平成29年度 当初予算額	平成28年度 当初予算額	増減額	増減率
一般会計	4,898,012	4,918,212	▲ 20,200	▲ 0.4
特別会計	3,600,991	3,546,609	54,382	1.5
国民健康保険特別会計	1,854,058	1,854,255	▲ 197	▲ 0.0
山田財産区特別会計	6,261	4,583	1,678	36.6
春日財産区特別会計	933	937	▲ 4	▲ 0.4
下水道事業特別会計	415,601	366,416	49,185	13.4
介護保険特別会計	1,151,307	1,155,333	▲ 4,026	▲ 0.3
後期高齢者医療特別会計	172,831	165,085	7,746	4.7
水道事業会計※	—	282,934	▲ 282,934	皆減
<b>合計</b>	<b>8,499,003</b>	<b>8,747,755</b>	<b>▲ 248,752</b>	<b>▲ 2.8</b>

※水道事業会計については、平成29年度から大阪広域水道企業団に統合。



# 平成29年度 後期高齢者医療制度

## 平成29年度の保険料

75歳以上のみなさまがご加入の大阪府後期高齢者医療制度の保険料率は、2年ごとに設定しています。平成29年度は、平成28年度と同様に、被保険者均等割額51,649円、所得割率10.41%により保険料を算定します。

### 〈平成29年度の保険料の算定方法（大阪府）〉

年間の保険料 年額 (限度額57万円)	=	被保険者均等割額 被保険者1人当たり 51,649円	+	所得割額 被保険者の所得×所得割率 10.41%
---------------------------	---	----------------------------------	---	--------------------------------

※被保険者の所得は、年金収入のみの人で、その年金収入が330万円未満の場合、「年金収入額－120万円（公的年金など控除額）－33万円（基礎控除額）」となります。

なお、マイナスの場合は0円です。

(遺族年金等の非課税年金は上記の年金収入額には含みません)

## 保険料の軽減

1. 世帯の所得水準に応じて保険料の被保険者均等割額（51,649円）が軽減されます。

所得の判定区分	軽減割合	軽減後の被保険者均等割額（年額）
① 下欄②に属する被保険者であり、かつ、当該世帯の被保険者全員の各所得が0円であるとき（ただし、公的年金など控除額は80万円として計算する）	9割	5,164円
② 世帯（同一世帯内の被保険者と世帯主）の総所得金額などが、基礎控除額（33万円）を超えないとき	8.5割	7,747円
③ 世帯（同一世帯内の被保険者と世帯主）の総所得金額などが、【基礎控除額（33万円）＋27万円×被保険者の数】を超えないとき	5割	25,824円
④ 世帯（同一世帯内の被保険者と世帯主）の総所得金額などが【基礎控除額（33万円）＋49万円×被保険者の数】を超えないとき	2割	41,319円

2. 所得割額の賦課対象者のうち、所得割額算定にかかる被保険者の所得が58万円以下（年金収入のみの場合は、その収入が211万円以下※）の人については、平成29年度で所得割額が一律2割軽減されます。

※収入のあった年の12月31日時点で65歳以上の人の場合。

※平成30年度以降の年度分の保険料の算定にあたっては、この所得割額の軽減措置は廃止となります。

3. 後期高齢者医療制度に加入する前日において、会社の健康保険や共済組合、船員保険の被扶養者であった人については、当面の間、所得割額は課されず、平成29年度は被保険者均等割額が7割軽減されます。

※国民健康保険・国民健康保険組合に加入されていた人は対象となりません。

※平成30年度分の保険料の算定にあたっては、被保険者均等割額が5割軽減されます。また、平成31年度以降の年度分の保険料の算定にあたっては、資格取得後2年を経過する月までの間に限り被保険者均等割額が5割軽減されます。なお、世帯の所得に応じた均等割額の9割または8.5割軽減に該当する人は、それぞれの軽減割合が適用されます。

## 保険料額のお知らせと納め方

### 1. 普通徴収（口座振替や納付書でお支払い）の人

平成29年度の後期高齢者医療保険料の決定（本算定）にかかる「保険料額決定通知書」と「納入通知書」の一体型通知書を7月に送付しますので、その後、口座振替や納付書の方法により9期（7月から翌年3月まで）で納めて頂きます。

ただし、年度の途中から特別徴収に変更となる場合があります。

### 2. 特別徴収（年金からのお支払い）の人

年金受給額が年額18万円以上の人は、原則として年6回の年金受給日に、その年金から直接お支払い頂きます。平成28年中の所得が確定するまでの4・6・8月は、仮納付期間となります。

### ○平成29年2月に保険料を特別徴収で支払われた人

4月・6月の年金受給時に、2月にお支払いいただいた金額と同額を仮徴収額としてお支払いいただきます。ただし、8月分は、2月分と同額が適当でないと市町村が判断した場合に変更となります。

### ○平成28年度は普通徴収で、4・6・8月から新たに特別徴収の対象となる人

平成28年度の保険料額をもとに仮徴収額を決定します。その場合、事前に「仮徴収額決定通知書」と「納入通知書兼特別徴収開始通知書」の一体型通知書を送付しますので、ご確認ください。

### ○本算定後の特別徴収

平成29年度の後期高齢者医療保険料の決定（本算定）後の10月以降、引き続きまたは新たに特別徴収となる人は、7月に「保険料額決定通知書」及び「納入通知書」を送付します。

10・12・2月の年金受給時に、平成28年中の所得に基づいて計算された年間保険料から仮徴収などにより既に納めていただいた金額を差し引いた額を、支払回数に振り分けて納めていただきます。

※特別徴収でのお支払いを、口座振替のお支払いに変更を希望される人は、保険医療課へお申込みください。

## 健康診査・人間ドック費用の一部助成

### ●健康診査

大阪府後期高齢者医療広域連合の被保険者の人に、「健康診査受診券」を4月下旬頃に「受診券在中」の記載のある封筒にて送付します（年度途中で新たに75歳になられる人には、誕生月の翌月当初に順次送付します）。

受診券がお手元に届きましたら、広域連合が指定する医療機関等において、受診券に記載された有効期限まで無料（年度中に1回）で受診することができます。受診の際は、事前に医療機関などにご連絡のうえ、受診券と被保険者証を忘れずにお持ちください。

※以下に該当する長期入院中や施設入所中の人などは、病院・施設において健康管理が図られているため、健康診査の対象者から除かれます。

①病院又は診療所に6カ月以上継続して入院中の人

②特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム、障害者支援施設などの施設に入所、または、入居している人

### ●人間ドック費用の一部助成

大阪府後期高齢者医療広域連合では、被保険者の人が人間ドックを受診された場合の費用の一部を助成しております。

費用の助成を受けるには、保険医療課に必要書類をお持ちになり、ご申請ください。なお、各年度中（4月1日から翌年3月31日まで）1回の受診に対し、26,000円を上限として費用の一部を助成します。

#### 【申請に必要なもの】

1. 人間ドックの領収書の写し
2. 人間ドック検査結果通知書などの写し
3. 被保険者証
4. 口座情報がわかるもの
5. 印かん

#### 【注意事項】

人間ドックを受診された人は、申請されるまでの間、領収書などを大切に保管してください。

#### ◆問合せ

##### ◎制度全般に関すること

・保険料・被保険者証など

大阪府後期高齢者医療広域連合資格管理課 ☎06-4790-2028

・高額給付費・健康診査・人間ドックなど

大阪府後期高齢者医療広域連合給付課 ☎06-4790-2031

・予算編成・広報公聴など

大阪府後期高齢者医療広域連合総務企画課 ☎06-4790-2029

##### ◎保険料の納付、その他各種届出に関すること

保険医療課 ☎98-5516



# 平成29年度 介護保険料

65歳以上の人の平成29年度介護保険料は、平成28年中の所得などをもとに7月に計算し決定します（本算定）。しかし、4月1日時点では、皆さんの平成28年中の所得などを把握することができないため、下記のとおり仮に決定した額（仮算定）で納めて頂くこととなります。徴収方法により、通知内容などが異なりますのでご注意ください。

■特別徴収…年金（老齢、退職、障がい、遺族など）の受給額が年間18万円以上で、受給時にあらかじめ介護保険料を差し引かれている人

2月分と同額の保険料を4・6・8月の年金から仮徴収額として天引きします。この額をお知らせする通知書は送付しません。

ただし、4月、または、6月から新たに特別徴収を開始する人や、保険料額を変更する人は、4月に「介護保険料仮徴収額通知書」を送付します。

■普通徴収…年金受給額が18万円未満の人、年度の途中で65歳になられた人、または、転入された人で、納付書や口座振替で納付して頂く人。

平成27年中の所得状況などをもとに、仮に算定した額を納付して頂きます。4月に「介護保険料仮徴収額通知書」を送付します。

※納付方法が変更となる場合は、決定通知書または更正通知書でお知らせします。

## 〈一人ひとりの保険料額は…〉

町での介護保険の運営にかかる費用総額（利用者負担分除く）の約22%分に応じて基準額が決まります。この基準額をもとにして、低所得の人に過重な負担とならないよう、所得段階別に算定されます。

所得段階		算定方法	保険料額(年額)	
第1段階	生活保護の受給者、老齢福祉年金の受給者で世帯全員が住民税非課税の人及び、世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額×0.45	33,210円	
第2段階	本人及び世帯全員が	合計所得金額と課税年金収入額の合計額が年額80万円超120万円以下の人	基準額×0.72	53,140円
第3段階	住民税非課税の人			
第4段階	本人が住民税非課税	合計所得金額と課税年金収入額の合計額が年額80万円以下の人	基準額×0.9	66,420円
第5段階	で世帯の中に住民税課税者がいる人			
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.2	88,560円	
第7段階	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円以上190万円未満の人	基準額×1.3	95,940円	
第8段階	本人が住民税課税で合計所得金額が190万円以上290万円未満の人	基準額×1.5	110,700円	
第9段階	本人が住民税課税で合計所得金額が290万円以上400万円未満の人	基準額×1.68	123,990円	
第10段階	本人が住民税課税で合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	基準額×1.75	129,150円	
第11段階	本人が住民税課税で合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	基準額×1.85	136,530円	
第12段階	本人が住民税課税で合計所得金額が800万円以上の人	基準額×1.95	143,910円	

※合計所得金額とは、実際の「収入」から「必要経費の相当額」を差し引いた額です。

皆さんから納められた保険料は、介護サービス費用の保険給付分など、介護保険を運営するための大切な財源となります。いつまでも住み慣れた太子町で安心して暮らして頂くために、これからも介護保険制度にご理解とご協力をお願いします。

◆問合せ 高齢介護課 ☎98-5538

## 生活支援体制を考える協議体『SASAE 愛太子』誕生！

「少子化＋多老化＋超高齢化＋人口減少」が進むこれからの、住み慣れた町で元気に生活していくためには何をすればいいのか。この大きな問題に対し、平成28年6月から、22の町会・自治会で「地域づくりからの支え合い勉強会」を、さらに「地域づくりからの支え合いフォーラム」や「生活支援体制整備研究会」などを行い、住民と行政が一緒になって考える場を作ってきました。そして平成29年4月、ついに協議体が立ち上がりました。協議体の愛称は『SASAE 愛太子』。この愛称は、1月以降、主に勉強会に参加された各町会や自治会などから集まった有志の皆さんが、より良い協議体の在り方について議論を重ねる中で決定されました。

Smile（スマイル＝笑顔） Anti Aging（アンチエイジング＝抗老化。いつまでも健康で若々しく）

Support（サポート＝支援、援助） Enjoy（エンジョイ＝楽しむ）

地域づくりからの支え合いづくりを、これらのキーワードと共に考え、実行していきたいという思いが込められています。これから『SASAE 愛太子』では、地域包括ケアシステム（医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保できる体制）の構築を目指し、誰もが太子町で健康で元気に生活し、支え合いながら、活躍したい人が活躍できる地域づくりについて考えていきます。

◆問合せ 高齢介護課 ☎98-5538

# 新しい介護予防・日常生活支援総合事業が始まりました！

町では、4月から、「介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」という。）」が始まりました。

この事業では、ご自身の持っている「体力」「知力」を維持し、いつまでも元気で自立した生活を営むために、要介護認定の人やそうでない人に関わらず、1人ひとりの状態に合わせた事業やサービスを利用できるようになります。

## ●新しい利用者の区分が増えます

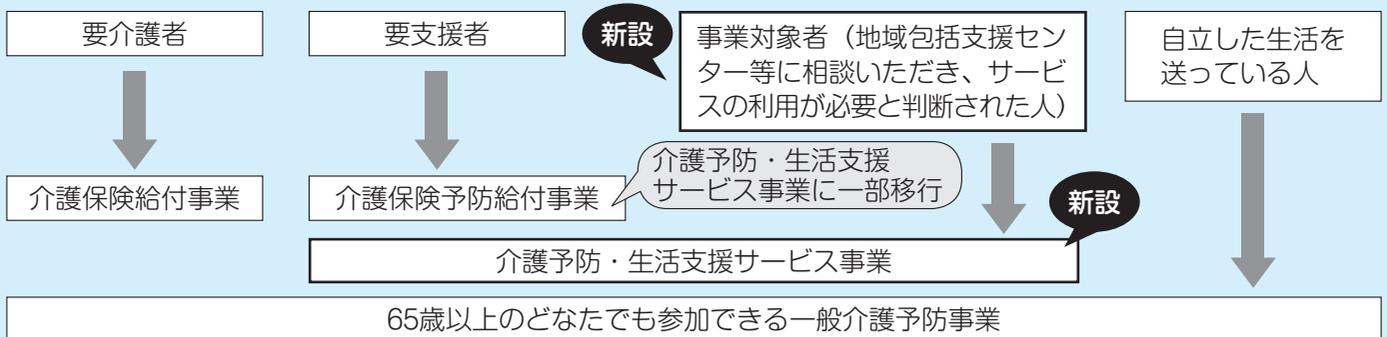
4月から、介護保険のサービス利用者の区分に、これまでの要介護1～5、要支援1・2に加えて「事業対象者」が増えました。

事業対象者とは、お達者健康チェックリスト(※)に該当し、地域包括支援センターなどに介護予防・生活支援サービス事業を利用する必要があると判断された人をいいます。

※運動機能や栄養状態を確認したり、認知症やうつ等の兆候がないかを調べるための質問票です。高齢介護課窓口で配布しています。

## ●総合事業で新設されたサービス

総合事業では、これまで介護予防給付として実施してきた「訪問介護」と「通所介護」のほかに、短期集中予防サービスなどを組み入れ、利用のニーズに合わせた幅広いサービスとして「介護予防・生活支援サービス事業」を行います。



### 介護予防・生活支援サービス事業

#### ★現行の訪問介護相当サービス

利用者が自力では困難な行為について、同居家族の支援や地域の支え合い・支援サービスなどが受けられない場合には、ホームヘルパーによるサービスを提供します。

#### ★現行の通所介護相当サービス

通所介護施設で食事などの基本的サービスや生活行為向上のための支援を行うほか、その人の目標に合わせた選択的サービス（運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上、生活機能向上グループの活動など）を提供します。

従来予防給付として提供されていた、全国一律の介護予防訪問介護・介護予防通所介護が今までのサービス内容はそのまま町の事業として実施するようになりました。

#### ★「生き生きトレーニング教室」（短期集中予防サービス）

週1回程度、全20回の期間で、保健・医療の専門職が、運動器の機能向上、認知機能低下、または、閉じこもり予防などの中から個人の状態にあったプログラムを提供し、トレーニングする短期集中型のサービスです。

### 一般介護予防事業

#### ●お達者トレーニング

**内容：**20人前後で、講話・ストレッチ・筋力トレーニングなどの運動・茶話会など、サポーターも含めて楽しくトレーニングを行います。

**場所：**総合福祉センター

**曜日：**毎週木曜日（5月～3か月、10月～3か月）

**時間：**午後 **送迎：**福祉センター巡回バス

#### ●お達者サロン

**内容：**体操や俳句、手工芸、軽スポーツ、カラオケ、健康講座、昼食（要実費）、おしゃべりなどをとおして楽しく交流するサロンです。

**場所：**町立総合福祉センター

**曜日：**毎週 月・火・木・金（祝日休み）

**時間：**午前・午後 **送迎：**福祉センター巡回バス

#### ●元気ぐんぐんトレーニング

**内容：**介護予防のサポーターを中心に、集会所などの身近な場所で、ストレッチや筋力トレーニングなどを行っています。年に数回、運動実践健康指導士や理学療法士、保健師などの専門職がグループ訪問しています。

**場所：**町内23ヶ所

**日時：**太子町地域包括支援センター（☎98-5538）までお問い合わせください。

#### ●ふれんど訪問

**内容：**看護師・保健師などが、健康づくりと生きがいづくりのために、介護保険サービスをご利用になれない人に対して訪問します。

**場所：**自宅訪問

**曜日：**適宜

**時間：**適宜

試行  
運行中

# コンビニなどの駐車場を追加しました 予約型乗合ワゴンをご利用ください！



高齢者外出  
支援事業

町では65歳以上の人を対象とした予約型乗合ワゴンの試行運行を行っています。予約型乗合ワゴンは、利用者の予約に合わせて定員8名のワゴン車両（たいしくん号）が決められた駐車場まで行くサービスです。

平成29年4月より、コンビニや高齢者関係施設などの駐車場を追加しました。

**【利用対象者】** 条件すべてを満たす人が利用できます。

- ① 太子町在住で65歳以上の人
- ② ワゴン車両に一人で乗り降りできる人
- ③ 予約型乗合ワゴンの登録をしている人

**【利用料金】** 無料

**【利用回数】** 制限なし

**【運行期間】** 4月3日(月)～平成30年3月30日(金) 毎週月曜日～金曜日の週5日運行  
※土日、祝日、年末年始は運休します。



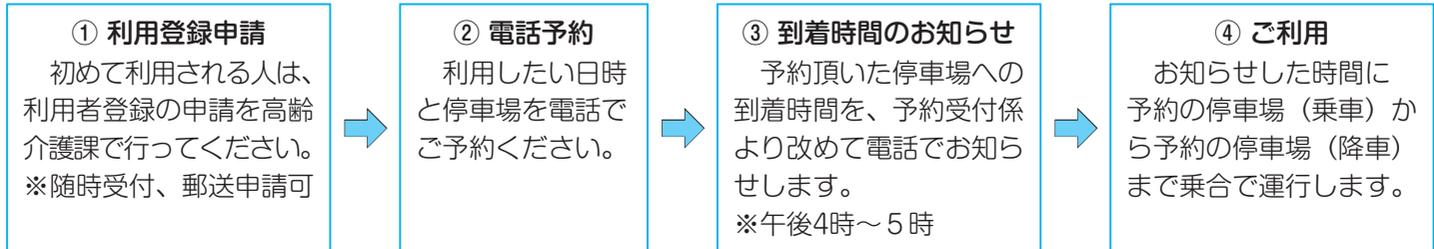
**【運行時間】**

役場発	午前便	1便	2便	3便	4便
		午前9時発	午前10時発	午前11時発	正午発
午後便	午後2時発	5便	6便	7便	—
		午後3時発	午後4時発	—	



たいしくん号

**【利用方法】**



※予約受付窓口へのご予約・ご連絡などは、役場開庁日の午前9時～午後4時までをお願いします。

※ご予約の締め切りは、午前便は前日の午後4時、午後便は利用希望便の発車時刻の2時間前までです。

**【乗降場所】** 太子町内の指定駐車場

駐車場を追加しました！

1 松の木保育園	13 磯長小学校下	25 旧山本家住宅入口	37 向少路上り口	49 セブンイレブン 太子春日店
2 太子ヶ丘集会所	14 用明天皇陵北東角	26 農協山田支所跡	38 太子集会所	50 セブンイレブン 太子町太子店
3 きたかぶ医院駐車場	15 聖和台4丁目交差点	27 西常夜燈前	39 太井川	51 ファミリーマート 太子町山田店
4 総合福祉センター	16 聖和台第一号公園	28 後屋広域農道角	40 太陽ヶ丘入口	52 ローソン 上宮太子校前店
5 日の丸出荷場	17 ひじり会館	29 永田集会所	41 太子四つ辻	53 ローソン 太子町太子店
6 天城医院	18 西山春日線西	30 推古天皇陵前パーク	42 エネオス太子店東	54 すずの音
7 春日集会所	19 聖和台第三号公園東	31 科長神社上り口	43 中辻整形外科	55 ふくの音
8 新池北西角	20 いわき台集会所前	32 畑北	44 仏眼寺橋	56 美野の里
9 磯長台第一公園	21 葵町入口	33 畑薬師山公園駐車場	45 葉室集会所	57 赤坂町
10 磯長台集会所	22 サンプラザ前	34 畑南	46 グラウンドゴルフ広場前	58 太子温泉
11 磯長郵便局	23 役場万葉ホール前	35 畑記念碑前	47 道の駅	—
12 春日口	24 つついくリニック	36 さつきヶ丘入口	48 総合体育館	—

※より多くの方にご利用いただくため、福祉センターへはできるだけ「福祉センター送迎バス」をご利用ください。

◆予約・問合せ 乗合ワゴン予約専用電話 ☎98-5671 高齡介護課 ☎98-5538

# 太子たいし 聖燈会しょうとうえ

祝第10回

平成29年

4月22日(土)・23日(日)

※両日とも荒天中止の場合は24日(月)に開催  
※午後6時～9時 午後6時30分点灯  
※会場／叡福寺・西方院・太子和みの広場

一万燈の和のあかり 思いを灯す春の宵

## ご協賛のお願い

太子聖燈会は、みなさまのご協賛金で開催しています。昨年も、みなさまのご協力で多くの来場者を迎えることができました。ご協賛いただいた人には、お名前やひとことをシールに書いていただき、当日会場に並べる燈火カップに貼らせていただきます。ご家族のみなさままでのご協賛をお願いします。



## ボランティア募集中

当日、ろうそく点灯の準備と後片付けをお手伝いいただける人を募集しています。お手伝いいただける人は事務局までご連絡ください。

- 活動時間 22日 午後4時～10時  
23日 午後5時～10時
- 活動場所 主に和みの広場

主催 太子聖燈会の会・協力 叡福寺 西方院  
後援 太子町 太子町教育委員会 大阪府 大阪観光局  
華やいで大阪・南河内観光キャンペーン協議会  
近畿日本鉄道株式会社 (順不同)  
協賛 大阪南農業協同組合 たいし聖徳市

《お問い合わせ》太子聖燈会の会事務局 (太子町観光・まちづくり協会内) ☎ 0721-21-1600

《協力開催》  
たいし聖徳市  
両日とも  
17:00～21:00  
(太子和みの広場)

# 総合防災訓練を行いました

3月5日(日)、町立総合スポーツ公園グラウンドで、大規模地震の発生を想定した総合防災訓練を行いました。

当日は、各町会・地区から35団体の自主防災組織をはじめ、自衛隊、消防、警察など、24の関係機関から総勢500人にご参加頂き、初期消火訓練（バケツリレー、消火栓・消火器）や倒壊家屋救出訓練、炊出訓練などを行いました。

地震や水害などの災害は、いつ起こるかわかりません。このような訓練をとおして、防災に対する認識を深め、来るべき災害に備えましょう。

◆問合せ 安全環境課 ☎98-5525



▲開会式→被害情報収集・報告訓練



▲初期消火訓練（バケツリレー）



▲初期消火訓練（消火器）



▲倒壊家屋救出訓練



▲炊出訓練

## 安まちメールをご存じですか？

安まちメールは、ひったくりや子どもに対する声かけ、女性に対する性犯罪情報を、警察署から電子メールでタイムリーにお知らせするシステムです。配信種別や受信時間、受信地区を個別に設定できます（登録料は無料ですが、通信料は利用者負担となります）。ぜひ、安まちメールを活用して、被害に遭わないようにしましょう。

<http://www.info.police.pref.osaka.jp/userMenu.do>

◆問合せ 大阪府警察本部府民安全対策課  
☎06-6943-1234（内線34461）



▲一斉放水訓練

人権コーナー「気づく」では、人権に関する様々な問題や啓発推進情報をお知らせします。

小さなことでもまず気づくことが、お互いを尊重し、一人ひとりが豊かに生きることができる社会につながる。「気づく」には、そんな願いが込められています。

## 部落差別の解消の推進に関する法律

平成28年12月16日、部落差別解消をめざし、教育・啓発の推進を柱とした「部落差別の解消の推進に関する法律」が成立しました。

同和問題とは、同和地区の出身であることや、そこに住んでいることを理由に、日常生活の上で様々な差別を受けるといった問題です。今もなお同和地区出身であるという理由で結婚や就職の際に不利な扱いを受けることがあるのです。

さらに近年はインターネットの掲示板に同和問題に関する差別事象が掲載されるなど社会的問題になっています。

差別や偏見に基づく行為は、他人の人格や尊厳を傷つけるものであり、決して許されないものです。

部落差別のない社会の実現に努めていきましょう。

◆問合せ 住民人権課 TEL98-5515

## 人権コラム「よき日へ」

## 「いじめは絶対になくすることができます!」

大阪教育大学 島 善信

「今回の授業で大きく気持ちが変わったことがあります。この世界からいじめはなくなることができるということ。この授業を受ける前は、いじめはなくなりたくないと思っていたけど、絶対になくすることはできません。そのためにも私たちが努力して1人でもいじめで苦しんでいる人を救いたいです。」これは、筆者が授業でいじめ問題を取り上げた際、当手を振り返って泣きながら話してくれた仲間の話を聞いて書いた学生の文章です。

小・中学校時代に、いじめにかかわったことのある学生が多いことに毎年驚かされます。そしてその体験が、被害者であった学生には辛く苦しかった深い心の傷として、また、加害者や傍観者であった学生にも思い出したくない暗い記憶として、今なお影を落としています。小・中学校時代に、目の前で起きているいじめに向き合い解決した経験のある学生は、残念ながら少数少ないのです。逆に、誰にも言えないままにじつと堪え忍んだり、自分に矛先が向くのが怖くて見えないふりをしたり、いじめの状況を何も変えることができなかった無力感を、多くの学生が抱えています。「どうせなくならない」というあきらめの意識が根強いのです。

「話を聞いたときは胸がとてもしめつけられた。自分が今まで見たこと聞いたことの中で一番ひどかった。いじめがなくなればいいじゃないかと、なくさなければならぬ。」、「いじめられた時の辛い気持ちを少しでも消すことができるのか不安でいっぱいだったと思います。皆の前で話をしてくれた人の勇気は本当にすごいなと感じました。」被害者からの生の声は、学生たちの心の奥底にある「あきらめ」を激しくゆさぶります。いじめを受けてこんなにもつらい思いをしたのだという被害者への共感から、そしてまたその経験を話してくれる信頼感や心の強さから、いじめはやっぱり許せない、なくそうとする立場へと意識が大きく変わっていきます。

あきらめないで努力しようという自覚、被害者に寄り添うやさしさなど、学生に芽生えた変化に、「子ども(学生)を変えるのは子ども(学生)」なのだと思えてかみしめています。いじめをくぐり抜けてきたからこそ、将来目の前の子どももいじめに直面したときに、被害者はもちろん加害者にもしっかりと向き合い、気持ちを受け止め、解決に導くことができる力のある教師へと育ってほしいと願うのです。

## マイナンバーカードの臨時休日交付窓口を開設します(予約制)

マイナンバーカードは原則として本人が窓口に来られて受け取る必要があります。平日の役場開庁日に受け取りに来ることが困難な人のために、臨時休日交付窓口を開設します。

### マイナンバーカード受け取りの流れ

申し込まれたマイナンバーカード(個人番号カード)ができあがり、役場に届いたことをお知らせする交付通知書(ハガキ)が申請者のご自宅に届きます。通知書が届きましたら、必要な持ち物をお持ちになり、ご本人が住民人権課にお越しください。15歳未満の人と成年被後見人の場合は、本人に法定代理人が同行してください。住民人権課で本人確認のうえ、暗証番号を設定頂くと、カードを受け取ることができます。

全国的にマイナンバーカードの交付が遅れていたことも考慮し、交付通知書をお送りしてから3か月以上経過したカードも引き続き保管しています。

【とき】4月23日(日) 午前9時～正午

【ところ】住民人権課

※当日は予約制となりますので、4月19日(水)までに住民人権課へご予約ください。

※次回以降の休日交付は決定次第別途ご案内します。

※交付の際に必要な持ち物は、通知カードに同封されていた案内の7ページ、交付通知書、太子町ホームページでご確認ください。

※臨時休日交付当日は、証明発行、届出などの通常業務は行っていません。

◆問合せ 住民人権課 ☎98-5515



3月14日(火)

町立中学校

# 未来へ！ 卒園・卒業おめでとう！

じる3月。各幼稚園や保育所、小中学校で卒園・卒業式が行われました。  
は、幼稚園計50人、保育園計44人、小学校計151人、中学校計162人。  
仲間や先生たちと過ごした思い出深い園舎・校舎を元気いっぱいに巣立っていきました。



3月16日(木)

町立磯長小学校



3月16日(木)

町立山田小学校



3月15日(水)

町立幼稚園

PHOTO

No.1

はばたけ

NEWS



春の訪れを日に日に感  
卒園・卒業を迎えたの  
それぞれの希望を胸に、



3月18日(土)

やわらぎ幼稚園  
やわらぎ保育園



3月18日(土)

松の木保育園

## Let's バブルサッカー !!

2月25日(土)、町立山田小学校体育館で「バブルサッカー」を行いました。  
このイベントは、地域の子どもの交流をつうじ、青少年の健全育成を図るリーダー会と、行政と一体になりスポーツ施策を推進するスポーツ推進委員会との初めての合同企画で行われました。

バブルサッカーとは、「バブル」と呼ばれるビニール製の巨大なボールをかぶって行うサッカーです。

ぶつかり合い、何度も転びながらも相手のゴールをめがけ、ちょっと変わったサッカーを楽しみました。



## 古代衣装でタイムトリップ

2月18日(土)、大阪府立近つ飛鳥博物館で、古代衣装ファッションショーと講演会が行われました。

天平時代から飛鳥時代を再現したショーと講演では、現代の洋服の基本形がこの時代に作られたことが紹介されるなど、観客は驚きとともに、衣装に魅入っていました。

# NEWS

## 笑顔いっぱいプロジェクト&親子であそぼう Let's go!go!

3月19日(日)、笑顔いっぱいプロジェクト&親子であそぼう Let's go!go! を行いました。

当日は、たくさんの人に、健康づくりと子育てに関するゲームや体験を楽しんで頂きました。

このイベントは「健康づくり応援団」「青空go!go!広場」「寿喜菜の会」のボランティアの協力によって行いました。

みんなが健康で笑顔のまち 太子町をめざして、がんばりましょう。



## 竹内街道・横大路大道まつり

3月19日(日)、大和高田市市民交流センターコスモスプラザで、「スイーツアンドベーカーリーフェア」と題して、街道沿いの10市町村から選りすぐりのスイーツが販売されました。

本町からも初披露のスイーツが登場し、ご当地キャラクターとともに会場を盛り上げました。

